

とよおか



農香だより

No.47
2020.

12



- 豊岡市長に意見書を提出しました2P
- 頑張ってます!農地利用最適化推進活動4P
- 特集 伝統農産物・特産農産物の紹介
- きばっとんなる人らあ5P
- 農業者の皆様へ農業者年金に加入しましょう!6P
- 農地の売買、転用には農業委員会や県の許可が必要です...7P

写真:神鍋高原のりんご園

豊岡市長に意見書を提出しました

令和3年度の予算編成に先立ち、10月8日、大原会長をはじめとする代表委員5名で市長室を訪れ、意見書の趣旨を説明し、市の農業の実態に応じた農業施策を積極的に推進いただくよう、市長に意見書を提出しました。

成されていますが、市は、プランの実質化を推進するため、農業委員会・JA・区・農会との連携を深めるよう指導を一層強化されたい。

なお、農地中間管理機構の補助制度が地域の実情に沿ったものとなるよう、強く働きかけられたい。

(2) 発生防止及び解消に向けた具体的な支援について

遊休農地を活用できるよう、転作物物、ビオトープ等の活用提案を行うなど幅広い支援を進められたい。

近年、遊休農地予備軍が増加しています。市は、区・農会が地域で守るべき農地を決め、それを維持していくことができるよう、豊岡市多面的機能支払交付金制度を活用するなど幅広い指導をされたい。

市・県が一体となって、大型機械を使用するため、地域で水田の大型化や農道拡幅、水路改修等の基盤整備を行うよう、より一層の指導をされたい。

中山間地域では、高齢者が地域の担い手となり農地を守って

います。市は、個人で対応できない遊休農地について、地区組織で取り組めるよう指導と支援の充実をされたい。

2 担い手農家や集落営農の育成と支援

(1) 担い手農家の育成と支援について

農業スクールでは、これまで17名が卒業し、うち16名が就農しており、市の農業の担い手育成に大きな役割を果たしています。市は、同制度を今後も継続するとともに、女性活躍社会の実現や人生100年時代を見据え、シニア世代を含めるなど引き続き募集要件の見直しをされたい。

スクール卒業生の自立を促進するため、初期投資に係る支援制度の拡充と事業が軌道に乗るまでのさらなる技術指導を検討されたい。

(2) 集落営農の育成と支援について

集落営農の構成員は年々高齢化しており、後継者の確保が課

題となっています。市は、県・国・農地中間管理機構・JAと一体となって、集落営農が持続するよう、長期にわたる育成・支援制度を確立されたい。

既存の集落営農組織では、米価の下落や構成員の高齢化を背景に厳しい経営環境にあるので、省力化に寄与する機械・技術の導入や既存機械更新時の支援制度を検討されたい。

3 地域を支える農政

(1) 人・農地プランの取り組みについて

人・農地プランは重点的に推進するよう法改正されました。今後、区・農会等による話し合いに基づくプランの実質化を推進するため、市は、農業委員会・JA・区・農会との連携を深める施策に取り組みられたい。

(2) 豊岡市多面的機能支払交付金制度の推進について

共同活動について
交付金申請事務の簡素化につい



市長と大原会長他代表委員

1 遊休農地の発生防止及び解消

(1) 農地利用最適化に関する連携支援について

農業委員会は、遊休農地の発生防止及び解消のため、区・農会・営農組合等の協力を得て、担い手への利用集積などの推進を図っていますが、市は、県・国・農地中間管理機構の補助制度の活用など連携支援をより一層強化されたい。

市内全域で人・農地プランが作

て、県・国に引き続き働きかけられたい。

また、地域で効率的に活用されている好事例を収集のうえ、全市的に周知するなどして一層の推進を図られたい。

① 施設の長寿命化活動の推進について

農業施設の老朽化が進んでおり、施設の長寿命化活動について積極的な指導・支援を推進するとともに、制度改正により希望する事業ができなくなっているため、制限の緩和について、県・国に働きかけられたい。

③ 中山間地域における農村を活性化
する支援について

⑦ 新規就農者の育成支援

認定農業者などの担い手がない中山間地域において、今後、地域における中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者として、「定年帰農者」や農業と他の仕事「X」を組み合わせた「半農半X」など多様な形態で新規就農を促す支援を検討されたい。

① 農業者以外と共同して進める施策

農産物を生産、加工する企業を募集するなど、農業者とともに地元の農業を活性化する施策を検討されたい。

4 有害鳥獣の被害防止対策の強化

(1) 被害防止の対策について

サルによる被害は、農作物のみならず、家屋などの損傷が非常に深刻です。既存のサル被害対策補助制度に加え、さらなる充実を図られたい。

また、サルの捕獲に係る保護政策を見直すよう、県・国に働きかけられたい。

① 電気柵・ワイヤーメッシュ等の防護柵は、鹿・猪の被害対策として非常に有効だと評価しています。しかしながら、特に堅固なワイヤーメッシュの材料費やその設置費用が高額になるため、補助を半額以上にするなどして、設置に対する支援をより一層充実させたい。

② バツファアゾーンを整備する補助事業について、採択件数を増やすよう、県・国に働きかけられたい。

(2) 個体数減少の対策について

有害鳥獣の被害は、猪・鹿の大型獣に加え、ハクビシン・アライグマ・タヌキ等の中型獣によるものも深刻です。被害を軽減するには、個体数を減少させる事が最大の有効施策と考えます。

よって、狩猟者の増加を図るため

の支援とともに、狩猟条件の緩和などについて県・国に働きかけられたい。

5 環境にやさしい農業の推進 及び地産地消と食農教育

(1) 環境にやさしい農業の推進について

有機JASなどの認証にかかる手続きやメリットについての広報を強化し、農業者による認証取得をすすめる、農産物の高付加価値化を図り、安全・安心な豊岡ブランドの醸成を推進させたい。

(2) 地産地消の推進について

コウノトリ育む農法のお米やコウノトリの舞ブランドの農産物を中心とした安全・安心な豊岡ブランド農産物の普及をさらにすすめつつ、「(仮称)地産地消推奨店」のプレートを作成し、豊岡産農産物を扱う店舗、食材として利用する飲食店や宿などに掲示してもらう取り組みを進めるなど、豊岡産農産物の消費を推進するための施策を講じられたい。

(3) 食農教育の推進について

次代を担う子どもたちや若い世代が農業に興味・関心を持つために、農業団体や食品関連企業とも連携し、地域・学校・園において、その地域の伝統野菜や行事食などについて学ばせ、食農教育を積極的に進められたい。

6 その他

(1) 「スマート農業」の推進について

現状、農業者の多くが「スマート農業」について理解していません。

「スマート農業」を推進するため、関係組織やメーカーの協力を得ながら、「スマート農業」という言葉・狙い・活用事例・費用対効果等の内容、相談窓口、補助金の有無等、情報を収集し広報に努められたい。

加えて、市が「スマート農業」に取り組んだ3年間の実施例についても、農業者の参考事例となるよう成果を検証のうえ、広報に努められたい。

(2) 「農福連携」運用の仕組み作りについて

農福連携は、障害を持つ方々が農作業を通じて自信や生きがいを持って社会へ参加しやすくなり、他方、農業分野での高齢化による後継者や働き手不足の解消となり、双方の持つ課題が解決できる有効な取り組みと考えます。

市は、小さな世界都市・豊岡の『豊岡グッドローカル農業』を意識した、福祉と農業のニーズをマッチングする運用し易い、多様な人材を活かした独自の仕組み作りを行い、普及に努められたい。

竹野全地区 (竹野地域)



この現状を打開するため、竹野地域においては、竹野南地区

竹野地域は、床瀬谷・三原谷を擁する竹野南地区、漁業・観光との両立を図る

竹野地区、両地区に挟まれた中竹野地区の3地区で形成されており、古くから竹野川と三椒川を原水に稲作を営んできました。

当竹野地域においても、遊休農地の増加、就農者の高齢化、後継者不足など他地域同様取り巻く農業環境は厳しさを増すばかりです。



農地パトロールの様子



井垣推進委員
竹野南地区



山根推進委員
中竹野・竹野地区



瀧下農業委員
竹野地域

また、竹野地区では、後継者育成（農業法人・集落営農組織の設立）を睨んだ、大規模農業実現のための圃場整備取組に関し、有志の皆さんへの「圃場整備を考

で平成30年、地域コミュニティ「わいわいみなみ」と連携し、「竹野南営農組合」を設立して遊休農地の増加防止を図り、地域おこし協力隊員による新規就農等により竹野南地区水稲作付面積約60haのうち2ha程度程度の稲作の受託を実現しております。

中竹野地区では、認定農業者と地権者との仲介役としての活動活発化により、林・轟地区等を筆頭に稲作及び野菜栽培で遊休農地の解消に取り組んでいます。

「この現状を打開する会」の設立助言や水利組合内組織としての「圃場整備委員会」への格上げ等の助言・連携を強化して農業を将来に引き継ぐ活動を就農者とともに取組んでおります。

前述の竹野各地区の活動を継承するとともに発展させ、地権者・耕作者そして就農希望者等に農業の大切さを訴えて農地と農業を就農者の皆さんとともに守っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
(推進委員 山根 秀次)

新田地区 (豊岡地域)



する姿が見られ、春にはケリなど野鳥が子育てし、冬

新田地区は、六方たんぼのまわりに8つの地区があります。百合地営農組合、

河谷営農組合、中谷農事組合法人と3つの法人が設立され、主に水稲の作付けを行っており、また転作作物として麦と大豆が作られています。

一年中コウノトリが飛来



飛来したコウノトリ

は冬期湛水によりハクチュウがやっています。

六方たんぼの耕地利用率はほぼ100%ですが、集落のまわりの畑には、遊休農地が年々増えつつあります。水稲栽培に比べ畑での野菜の栽培には手間がかかります。

今後高齢化が進む中、遊休化していく農地をいかに有効利用していくか、後継者不足をどうするかなどが課題かと思えます。

4月から農地利用最適化推進委員になり、まだわからないことばかりですが、地域の皆さんとともに遊休農地の解消に取り組んでいきたいと思っております。

(推進委員 松岡 正人)



松岡推進委員
新田地区



栗原農業委員
豊岡地域



平峰農業委員
豊岡地域

昔から農家や地域で大切に守られてきた多くの伝統農産物や特産農産物等を皆さんに知ってもらい地域農業の振興に役立ててもらうためこの特集を行っています。今回は“有機栽培で作るニンジン”です。

有機栽培で作るニンジン

ニンジンには、ビタミンB、カロテンが豊富で、カロテンの呼称がニンジンの英語名である「キャロット」に由来するように、ニンジン

のカロテン量は、普通のニンジンに比べて、1日の必要量が取れるそうです。また、ビタミンB・C、カルシウム、鉄も多く、栄養的価値がと

ても高い野菜です。水稲が盛んな但馬地域では、冬のニンジン栽培は農

閑期にあたる為、とても向いています。また、但馬地域は雪も降るため雪の下になれば、とても甘いニンジンができます。

今、若いメンバー（中嶋敏博さん・立脇収平さん・中井勇一さん・黒葛真吾さん（坪口農事未来研究所）が集まり、有機農法



による「ニンジン」栽培に取り組んでおられます。

口に入る物だからこそ農薬に頼らず、安全に栽培したいという強い思いを持って日々、有機農法に励んでおられます。

収量・品質等、有機ならではの課題も多いようですが、情報を共有し、土づくりにこだわり、栽培技術の確立や品質・作業効率を向上させ、今後はメンバーを増やし生産面積を拡大させたいとの事でした。

ニンジンジュースなど6次産業化や販路開拓も積極的に進めておられます。この取材を通して、有機栽培への意識の高さを感じ、自然と生き物に優しい「コウノトリ育む農法」が広がった豊岡だからこそ、とても有機栽培の農法が必要だと感じました。この取り組みが、もつともっと広がり、

「豊岡の特産農産物」になりますように。

（農業委員 平峰 英子）



きばつとんなる人らあ ④

このコーナーでは、地域で頑張るみなさんを紹介しします。

TAJIMAネギマッチョ （但馬新ブランド白ネギ）

ネギ人生産組合



冬の厳しい豊岡で新規就農者の収入安定を目指すため、秋冬どり白ネギの栽培に取り組み始めたのをきっかけに、平成30年に豊岡の若手農家5名（うち3名は豊岡農業スクール卒業生）で「ネギ人生産組合」が結

メンバー紹介 前から
鎌田頼一さん 小川恭弘さん
能勢明宏さん 田中一成さん
三上裕也さん

成されました。白ネギのブランド化を目指し、栽培技術を検討し、太く、甘く、柔らかい白ネギを「TAJIMAネギマッチョ」と命名し、商標登録を行いました。

また、白ネギをただ作るだけでなく、組合、コンサルティング会社、行政の3者に加え、白ネギが地域の主力作物となるよう「TAJIMAネギマッチョ」のブランディング、マーケティングの検討会議を月1回行い、より良いメソッドを作り上げてきました。

今年度は約1.5畝の栽培面積で生産を行い、11月に出荷しました。今後は生産量を拡大し、白ネギの指定産地の指定を目標に栽培を行っています。

太く、甘く、柔らかい「TAJIMAネギマッチョ」をぜひ、ご賞味ください。

（農業委員 森田 強）

YANMAR

スマート農業加速。

CHANGE! 新しい農業をご提案します。

〒668-0054 豊岡市塩津町9-38
TEL 0796-22-3278

松井農機商会



農業者年金に 加入しましょう!

農業者年金ラジオCM



MBSラジオにて11月放送

農業者の方なら幅広く加入できます!

60歳未満の国民年金第1号被保険者で年間60日以上農業に従事している方なら誰でも加入できます。

農地を持たない配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

(注)農業者年金に加入する方は、国民年金付加保険料(月額400円)への加入も必要です。

こんな人も加入できます



配偶者



後継者



農地の権利名義を持たない畜産農業者

POINT 1 少子高齢時代に強い年金です。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることもありません。

(注)運用の結果得られる年金原資が積み立てた保険料を下回らないという保証はありませんが、安全性を重視した運用方法や、65歳の年金裁定時に運用収入の累計額ができるだけマイナスにならないようにする準備金の仕組み等を導入しています。

POINT 2 保険料の額は自由に決められます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料の額を自由に決められ(月額2万円~6万7千円の間で千円単位で自由を選択)、経営の状況や老後の生活設計に応じていつでも見直すことができます。

POINT 3 終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、65歳から受給開始で生涯受け取ることができます。希望すれば60歳まで繰り上げ受給も選択することができます。

仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

- ①支払った保険料は全額(1人当たり年額12万円~80万4千円)が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。
- ②保険料を農業者年金基金が運用して得られる運用益は非課税です。
- ③将来受け取る農業者年金(農業者老齢年金及び特例付加年金)は公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方の場合は公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。

POINT 4 認定農業者など一定の要件を満たす方には、 保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者で一定の要件を満たした方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算で最大216万円)があります。



農地の売買、転用には 農業委員会や県の許可が必要です。

(1) 農地の売買等(農地法第3条)

- ① 農地の売買・賃貸借等による権利移動には、農地法第3条の規定による農業委員会の許可が必要です。
- ② 買い手、借り手について、農地を効率的に利用するかを審査するため、要件があります。(全部効率利用、農作業常時従事、下限面積40アール等)

(2) 農地転用(農地法第4条・第5条)

- ① 農地に住宅や倉庫を建てるなど農地以外に転用する場合(農地法第4条)、農地を買ったり、借りたりして転用する場合(農地法第5条)には、農業委員会を経由して兵庫県知事の許可が必要です。
- ② 場所によっては、転用できない場合があります。
- ③ 違反転用には罰則があります。

(3) 農地改良届

田を嵩上げして畑にするなど、農地の形状変更を伴う農地改良を行う場合は、農地改良届出書を提出する必要があります。

(4) 手続き

- ① 申請受付は、毎月1日から5日です。(最終日の5日が休業日の場合は翌営業日)
- ② 許可通知は、農地

月	申請受付日
1月	4日(月)、5日(火)
2月	1日(月)、2日(火)、3日(水)、4日(木)、5日(金)
3月	1日(月)、2日(火)、3日(水)、4日(木)、5日(金)

- 法第3条は申請後約1か月後、第4条・第5条は申請後約2か月後となります。(農地改良届の受理通知は提出後約1か月後)
- ③ 各申請、届出は事前に農業委員会事務局にご相談されることをお勧めします。
- ④ これらの申請、相談は行政書士に依頼することもできます。

(5) ご注意頂きたいこと

農地法の適用対象となる「農地」とは、耕作の目的に供される土地と定義されています。(農地法第2条第1項)

土地登記簿上の地目が宅地、山林等、農地以外のものであっても、土地の現況が農地として利用されている場合は、許可を受ける必要があります。

転用許可を受けられた方へ

転用許可を受けられた方は、農地転用事業進捗(完了)報告書の提出が必要です。

工事が3か月を超える場合は、許可日から3か月後に工事の進捗状況報告書を、また工事が完了した時は、完了報告書を農業委員会へ提出してください。

あわせて、法務局にて地目変更登記をされることをお勧めします。

農業者年金受給者の方へ

- ① 経営移譲年金を受給されている方で、農地の賃借の相手方の変更や農地の転用などの予定があるときは、必ず事前に農業委員会に相談してください。
※農業者年金が減額になる場合があります。
- ② 中間管理機構に貸し付け、中間管理機構との契約で特定作業受委託者となった場合、使用収益権が発生するため、農業者年金の受給権が停止となりますのでご注意ください。



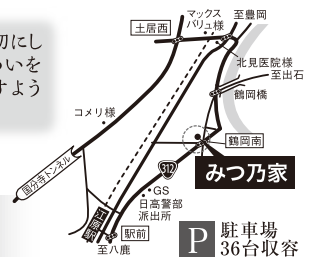
地元でとれた旬の素材を大切に四季を通じての多彩な味わいを心ゆくまでご賞味頂けますよう真心こめて料理いたします。

○慶事、法事など様々な行事でお使い頂けます。

ご予約受付中 詳細はお気軽にお問合せ下さい。

TEL.0796-42-0168

豊岡市日高町鶴岡字地蔵田296番地 Fax.0796-42-2013
[営業] 12:00~14:00・18:00~22:00 [休日] 毎週月曜日(祝日と重なる場合は翌日休み)



表紙について 神鍋高原のリンゴ園

神鍋高原のリンゴ栽培は現在2軒で行われています。そのうちの1軒の方にお話を伺いました。

リンゴ栽培を始めて約40年、栽培が始まった昭和55年ごろは、神鍋高原に来られる観光客は冬のスキー、夏のキャンプなどの合宿に限られていました。

その時期を過ぎるとめっきり観光客が少なくなるので、年間を通して神鍋高原を訪れていただくために観光の目玉が何かないかと考え、リンゴ栽培及び観光農園をされたとのことです。

現在では、8月下旬から12月頃までの期間収穫ができる神鍋高原の気候に合う品種を栽培されています。


8月下旬から“つがる”、9月下旬から“ひめかみ”、10月初旬から“神鍋スイート”、11月初旬から“ふじ”等、代表的なリンゴ収穫をされています。

今後少しでも多くの人々に知っていただき、おいしいリンゴを作っていきたいとのことでした。

神鍋高原に来られた際は、おいしいリンゴを食べにいかれてはいかがでしょうか。



(農業委員 宮岡 正則)



**全国農業
新聞**

全国農業新聞を購読してみませんか!

農業の最新情報を提供

週刊(毎週金曜日発行) 月700円
(送料、消費税込)

*お申し込みは
農業委員会事務局または、
地元の農業委員・推進委員
まで

編集後記

本年4月に、農業委員・農地利用最適化推進委員共に新たな体制でスタートいたしました。このような中、今回のとよおか農委だより第47号発行に向け、7人の農業委員が事務局の指導を得ながら進めてまいりました。委員の中には、編集委員会に初めて携わった方、何回か経験されてきた方など、さまざまですが、誰がどのような記事を担当するのか協議しながら、また皆様にとりまして「読み易く、読みがいのある記事」、をキーワードにそれぞれの経験・知識を生かし、モチベーションを高く保ちながら取り組むよう努めてまいりました。

この会報発行に際し、ご協力を頂きました方々、有難うございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。農業委員は、毎月定期的開催されます農業委員会総会で、農地法に基づく農地に関する事務を行います。それだけではなく、地域の方から相談を受けた時に、相談者と共々に事務局へ足を運び、一緒になって考えるところといったことも大きな仕事だと思えます。中には、結果を導きだす事が非常に困難な事もありましたし、相談して良かったと喜んで頂いたこともありました。ありふれた言葉ではありますが、「相手の立場に立ち物事を考えていく」ことが重要な事だと、改めて認識させられました。
(編集委員長 石橋重利)



農業委員会だより第47号は私たちが担当しました。
後列左から 宮岡委員、森田委員、栗原委員、瀧下委員
前列左から 平峰委員、石橋委員、平野委員